

欽定四庫全書

近來世間ふ傳ふる風説に政府にては内閣總理大臣をして見る可し抑も明治十八年の改革に太政大臣を廢して見る可し抑も明治十八年の改革に太政大臣を廢して之と禁ねしひ可しとの論ありと云ふ眞偽は知る可らずれども今日の有様に於ては先づ眞體を得たる一説として見る可し抑も明治十八年の改革に太政大臣を廢して内閣總理大臣とすし剩ざへ日本政治上の舊習慣にて首相の位に見るものは麻原氏に限るが如く又思ひしものと有るの趣意に出で其期する成の結果は總理大臣をして彼の西洋諸國のアライム ミニスターの如く即ち英のケーブルズベリー、獨のビスマールの如くあらしめんとするより事ならん實は今日の機宜よ適したる改編にして當時我輩も賛成の意を表したる所なりしが人事は事の如くならざるもの常に多きの習にして扱その従の成程に就て見れば總理大臣の地位は西洋諸國の如く尊重なる能はずして所謂「全局の平衡を保持し以て各部の統一を得せしむ云々」の實を盡して遺憾なかりしや否やは我輩の窮屈疑ふ所なり蓋し今政治社會の實際に兩門閥の頗みとする足らざるは前の麻原氏の一見ても明白なる可しと雖も兎に角に何か一種の勢力わりて其間の平衡を保つは止む可らざるの要なる。然るに今の内閣は恰も同功同輩の人物を以て組織するが故に如何ある人物よても實際にアライム ミニスマーの役を演して其間の輕重を探つるは甚だ困難の事情あるにあらず若しも木戸大久保等の先輩をして今日に在らしめあは或はよく此間よ處する事あるやも圖る可らずと雖も今の局に當る者を見るに其材能技能は兎に於ては甲は乙の上に立ちて丙は甲の命を聞く可し云々と定り又或は衆議同意の上にて誰を指し彼を戴く可しと決するも永久に其實を見るとは難うる可し左れども是れど黒田内閣の本色を顯はして事を行ひたりと思ふ所のものは少なかる可し又昨年來黒田伯の内閣とありてよりは一層の氣風頭る前内閣と異ありたる所ありて世間に於ては是れど黒田内閣の本相なるべしと指目するもの多くにあらずれども伯の心中には如何よ感ずべきや外よりの想像に於ては第二流(木戸大久保に比し)に居りて而も互に相匹敵して相下らざる人々あれば其間に彼は是れど伯の在閣三年の其間よは政治上の出來事も少からざらしと雖も伯の自身にはアノ不滿足勝の事も多きと定められると前はおのの事情よりして或は麻原氏當局の當主として云々するのがほんへなきにあらず斯る復活の機は我輩の知る所にあらずれども彼の一省の長官としての内閣總理大臣を廢したるは彼のアライム

日本皇帝陛下及墨西哥合衆國大統領ハ兩國間竝ニ其臣民及人民間ノ修好通商ニ關シ永久堅固ノ基礎ヲ定メントコトヲ欲シ修好通商條約ヲ締結スルコトニ決シ日本皇帝陛下ハ亞米利加合衆國華盛頓府ニ駐劄スル日本皇帝陛下ノ特命全權公使從四位勳三等陸奥宗光ヲ其全權委員ニ命シ墨西哥合衆國大統領ハ亞米利加合衆國華盛頓府ニ駐劄スル墨西哥合衆國ノ特命全權公使マナス、ロメロ、ヲ其全權委員ニ命シメリ因テ雙方ノ全權委員ハ互ニ其委任狀ヲ示シ其正實適當ナルヲ確認シ左ノ條々ヲ合議決定セリ

第一條 日本帝國ト墨西哥合衆國トノ間竝ニ兩國臣民及ヒ人民ノ間ニ永遠無窮ノ平和親睦アルヘシ

第二條 日本皇帝陛下ハ其便宜ニ從ヒ其外交官トモ亦便宜ニ從ヒ其外交官ヲ日本國ニ駐劄セシムルコトヲ得又兩締約國ハ各々通商上便宜ノ爲メ他ノ一方ノ領地ニ於テ最惠國領事官ノ駐在シ得ヘキ各港各所ニ總領事、領事、副領事及ヒ領事代理ヲ駐セシムルノ權ヲ有スヘシ然レトモ右總領事、領事、副領事及ヒ領事代理ハ其職務ヲ行フニ先ナ定式ニ從ヒ其赴任國政府ノ認可ヲ經ヘキモノトス而レア兩締約國ノ一方ノ外交官及ヒ領事官ハ本條約ノ各條款ニ抵觸セサル外他ノ一方ノ領地内ニ於テ最惠國ノ同格ノ外交官及領事官ニ現ニ許與シ若クハ將來許與スヘキ一切ノ權利特權及ヒ死除ヲ享有スヘシ

第三條 兩締約國ノ領地及ヒ其所屬地ノ間ニハ相互ニ通商及ヒ航海ノ自由アルヘシ兩締約國ノ一方ノ臣民若クハ人民ハ他ノ一方ノ領地及ヒ所屬地ニシテ最惠國ノ臣民若クハ人民ノ到り得ヘキ各所各港ヘハ其船舶貨物ヲ以テ自由安全ニ到ルコトヲ得且ツ最惠國ノ臣民若クハ人民ノ滞在住居シ得ヘキ各所各港ニ滞在住居スルコトヲ得又右臣民若クハ人民ハ其住居地ニ在ア寮屋倉庫ヲ借受タ達ア正業ニ屬スル天產物、製品及ヒ其他商品ノ卸賣若クハ小賣營業ニ從事スルコトヲ得

そ政治の本相なる可ければなり今日の如く別に總理士
臣の官と各省大臣の上より置き以て専ら内閣總理の實を
責めんと欲すれば其任も重くして其人も亦難き次第第
れども内閣議長として各省大臣の一人をして之を兼ね
しめ單に内閣の議員首席を占むるものとすれば事體
よ権當にして實際上の便利の上ある可らず並し今日
の有様より想像するに今後内閣の更迭などは容易に留
む可らざる事とするも所謂首相の地位の變更は時々
れあるものと覺悟せざるを得ず然るよ其變更の度ごと
に困却なるは前任者の地位として既に去る十八年の改
革には新に内大臣の官を設け又昨年の變更には権密院
の設置ありたるを以て種々に其地位の更迭を見るを得
る可ければ前任者の地位の爲めにして今後内閣の變更あ
る其度ごとに必ず新官の設置を見るのが機会もあらず
が爲めに其變更の機を滑かならしめざるに至るの事情
なしとも云ひ難し然るに今内閣首相の地位を以て兼任の
ものとするところは斯る場合とは唯その兼任を解くに
止まり點詫び褒貶の意を含みに及ばずして事頗る便利
ある可し蓋し併の兼任の謂に就ては或は内外の例に依
りて云々する者もある由なれども我輩は其先例の如何
に拘らず實際事の便宜よりして其說を贅成する者なり

卷之三

七

タル修好通商條約ヲ批准シ茲ニ之ヲ公布セシム
明治廿二年 七月十七日 御璽
日本皇帝陛下及墨西哥合衆國大統領ハ兩國間竝ニ其臣民及人民間ノ修好通商ニ關シ永久堅固ノ基礎ヲ定メンコトヲ欲シ修好通商條約ヲ締結スルコレニ決シ日本皇帝陛下ノ特命全權公使從四位勳三等陸奥宗光ヲ其全權委員ニ命シ墨西哥合衆國大統領ハ亞米利加合衆國華盛頓府ニ駐劄スル墨西哥合衆國ノ特命全權公使マアフス・ロメロ、ナ其全權委員ニ命シメリ因テ雙方ノ全權委員ハ互ニ其委任狀ヲ示シ其正實適當ナルヲ確認シ左ノ條々ヲ合議決定セリ

第一條 日本帝國ト墨西哥合衆國トノ間竝ニ兩國臣民及ヒ人民ノ間ニ永遠無窮ノ平和親睦アルヘシ

第二條 日本皇帝陛下ハ其便宜ニ從ヒ其外交官ヲ墨西哥合衆國政府モ亦便宜ニ從ヒ其外交官ヲ日本國ニ駐劄セシムルコトヲ得又兩國ノ領地内ヘ各々通商上便宜ノ爲メ他ノ一方ノ領地ニ於テ最惠國領事官ノ駐在シ得ヘキ各港各所ニ總領事、領事、副領事及ヒ領事代理ハ其職務ヲ行フニ先ナ定式ニ從ヒ其赴任國政府ノ認可ヲ經ヘキモノトス而レア兩國ノ一方ノ外交官及ヒ領事官ニ有スヘシ然レトモ右總領事、領事、副領事及ヒ外他ノ一方ノ領地内ニ於テ最惠國ノ同格ノ外交官及ヒ領事官ニ現ニ許與シ若クハ將來許與スヘキ一切ノ權利特權及ヒ免除ヲ享有スヘシ

第三條 兩國ノ領地及ヒ其所屬地ノ間ニハ相互通商及ヒ航海ノ自由アルヘシ兩國ノ一方ノ臣民若クハ人民ハ他ノ一方ノ領地及ヒ所屬地ニシテ最惠國ノ臣民若クハ人民ハ他ノ一方ノ領地及ヒ所屬地ニシテ最惠國ノ臣民若クハ人民ノ到リ得ヘキ各所各港ヘハ其船舶貨物ヲ以テ自由安全ニ到ルコトヲ得且ツ最惠國ノ臣民若クハ人民ノ滞在住居シ得ヘキ各所各港ニ滞在住居スルコトヲ得又右臣民若クハ人民ハ其住居地ニ在テ寮屋倉庫ヲ借受タ基ア正業ニ屬スル天產物、製造品及ヒ其他商品ノ卸賣若クハ小賣營業ニ從事スルコトヲ得

約ニ記載セル數箇ノ條款ニ對シ別ニ同國人民ニ許與
スルニ皇帝陛下ノ領地内及ヒ其所屬地各所ニ入來シ
又ハ滯在住居シ同所ニ於テ家屋倉庫ヲ借受ケ又ハ總
ナ正業ニ屬スル天產物、製造品及ヒ各種商品ノ卸賣
若クヘ小賣營業及ヒ其他一切合法ノ職業ニ從事スル
ノ特權ヲ以テス

第五條　兩締約國ハ其一方ノ領地ニ於テ通商航海旅行
及ヒ住居ノ事ニ關シ他ノ外國ノ臣民若クヘ人民ニ現
ニ許與シ若クヘ將來許與スヘキ一切ノ殊遇、特權及
ヒ免除ヘ他ノ一方ノ臣民若クヘ人民ニモ之ヲ許與シ
而シア右殊遇、特權及ヒ免除ヘ報酬ヲ要セシテ他
ノ外國ノ臣民若クヘ人民ニ許與シタルモノニ係レハ
又均シク報酬ヲ要セシテ之ヲ許與シ若シ別段ノ約
東ニ依テ許與シタル者ニ係レハ則チ同一ノ約束又ハ
之ト同一ノ價值ヲ有スル報酬ニ對シテ之ヲ許與スヘ
キコトヲ約ス

第六條　鹽稅、燈稅、港稅、水先案内費、難破救助費及ヒ
其他ノ諸稅ニ就キテハ日本各港ニ於ケル墨西哥合衆
國ノ船舶又墨西哥合衆國各港ニ於ケル日本國ノ船舶
ニ對シ最惠國ノ船舶ニ現ニ賦課シ又ハ將來賦課スヘ
キ諸稅ニ異ナルカ又ハ之ヨリ多額ノ稅金ヲ賦課スル
コトナカルヘシ

第七條　墨西哥合衆國ノ天產物及ヒ製造品ヲ日本國ニ
輸入シ又ハ日本國ノ天產物及ヒ製造品ヲ墨西哥合衆
國ニ輸入スルトキヘ他ノ外國ノ產出若クヘ製造ニ係
ル同種類ノ物品ニ對シ現ニ賦課シ若クヘ將來賦課ス
ヘキ輸入稅ニ異ナルカ又ハ之ヨリ多額ノ稅金ヲ賦課ス
ルコトナカルヘシ又兩締約國ノ一方ノ領地若クヘ所
屬地ヨリ他ノ一方ノ領地若クヘ所屬地ヘ向ケ輸出ス
ル物品ニ就テハ他ノ外國ヘ向ケ輸出スル同種類ノ物
品ニ對シ現ニ武裝シ告テ將來武裝ヘテ者稅金ニ

署ナルカ又ハ之ヨリ多額ノ税ヲ賦課スルコトナカル
ヘシ又兩締約國ノ一方ノ領地ノ天產物若クハ製造品
チ他ノ一方ノ領地若クハ所屬地ニ輸入スルヲ禁スル
ヘ他ノ外國ノ產出若クハ製造ニ係ル同種類ノ物品ノ
輸入ヲ禁スル場合ニ限ルヘシ又兩締約國ノ一方ノ領
地ヨリ他ノ一方ノ領地若クハ所屬地ヘ向ケ物品ヲ輸
出スルヲ禁スルハ他ノ外國ノ領地ヘ向ケ同種類ノ物
品ノ輸出ヲ禁スル場合ニ限ルヘシ

第八條　日本國又ハ其領海ニ來ル墨西哥合衆國ノ人民
及ヒ船舶ハ日本國又ハ其領海ニ在ル間ヘ墨西哥合衆
國及ヒ其領海ニ到ル日本皇帝陛下ノ臣民及ヒ船舶カ
墨西哥國ノ法律及ヒ其裁判管轄ニ服従スルト同様日
本國ノ法律ヲ遵奉シ且ツ其裁判管轄ニ服従スヘキモ
ナトス

第九條　本條約ハ其批准書交換後直ニ實行スヘシ兩シ
テ兩締約國ノ一方ヨリ本條約ヲ廢棄スルノ意チ他ノ
一方ヘ通知シタル日ヨリ六箇月間其効力ヲ有シ此期
限ヲ經過シタル上ヘ直ニ其効力ヲ失フヘシ

第十條　本條約ハ日本文、西班牙文及ヒ英文ノ三國文
ニ記スヘシ若シ日本文ト西班牙文トノ間ニ文意相異
ナルトキハ英文ニ從リ之ヲ断定スヘキコトヲ雙方政
府約束ス

右證據トシテ雙方ノ全權委員本條約六通ニ記名調印ス
書ヲ交換スヘシ

○農商務省令第
一府縣管内製茶業組
令第四號茶業組
ルトキハ其府縣
ルヘシ此場合ニ
但組合ノ設ケ
ニ於テ茶ヲ製
規約ヲ循守ス
明治廿二年
七月十八日
○遞信省告示第
今般地方遞信官
ラレ候處追ア何
ハシム

明治廿二年
七月十六日
○内務省令第八
第五章 衛生及
シ不潔ナラシメ
度數ヲ定メテ掃
除 病者ノ居室
○第六十八條
日一時以内監房
類臥具雜具其他
之ヲ清ヒ又ハ大
但病者ノ物品ト
入浴ノ定度
以上十月ヨリ五
一條 刑事被告